

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域に開かれたまちづくり事業（道の駅を拠点とした地域ブランディング）

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県五霞町

3 地域再生計画の区域

茨城県猿島郡五霞町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【担い手育成事業の課題】

・耕作放棄地のある農家世帯数は、2010年と2015年の農業センサスでは、78から129と約1.7倍に増え、五霞町の耕作放棄地面積は、2016年47,008㎡だったが、2021年は78,589㎡と面積も約1.7倍に増えており、耕作放棄地がある農家及び耕作放棄地面積が増加している。

・五霞町の農業は、2010年と2015年の農業センサスを比較すると、農業就業人口は785人から652人へと約2割減少しています。また、販売のあった農業経営体数も529経営体から425経営体と5年間で約2割減少しており、農業就業人口及び販売能力を持つ農業経営体がともに約2割の減少している傾向にある。

【地域産品開発事業の課題】

・作物の加工・販売により農業者が部分的な作業や負担のない範囲で農作業が続けられることで収入確保・健康維持・生きがい確保になり、豊かな農村の発展につながると考えられるが、2015年の農業センサスにおいて、地域として6次化産業への取り組み活動は行われておらず、農家及び集落として農業の6次産業化への意欲は低い状況である。

・新規就農者希望者が農業に触れる機会や農産物を使った地域産品を製造することに挑戦する場がないため、新規就農者の増加につながらず、地域産品の開発も活性化していない状況であり、また、町内には商店街がなく、個人商店も少ないため、地域産品を販売する場を見つけることが難しい。

・現在、町内で6次化製品の製造をしている農業者は5年前から2営農者にとどまっている。

【関係人口創出事業の課題】

平成27年国勢調査では人口8,786人、令和2年国勢調査では8,093人と人口減少が固定化している。しかし、昼間人口については、平成2年の11,004人から平成27年には12,224人と上昇を続けている。

そのため、町外から五霞町を訪れる方が多いも関わらず、関係人口を創出する事業展開が推進されていない。

さらに、町内の人材の掘り起こしも推進されていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本町の人口は、1995年の10,312人をピークに減少に転じることとなり、令和2年国勢調査では8,093人となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計によると、2060年には3,355人まで減少する見通しとなっている。

年齢三区分別人口の推移について、年少人口（15歳未満）は、2000年から減少し、15年間で694人の減少し、2015年は896人となっている。生産年齢人口（15～64歳）は、2000年から減少が続いており、その中でも2010年と2015年の間の幅は大きく、888人減となり、2015年は5,405人となっている。老年人口（65歳以上）のみ増加をみせており、1980年には955人であったものが、2015年では2.5倍以上の2,407人となっている。さらに、本町の基幹産業である農業においても、農業就業人口の減少、高齢化、担い手不足等により耕作放棄地面積は増加傾向にある。

また、地域産品開発を推進するには、農商連携が必須であるが、本町には、商店街がなく、個人商店も少ないことから、地域産品を販売する場を見つけることが困難であるため、新規地域産品の開発が図られていない。

さらに、人口減少に歯止めが利かない中、居住する人口だけでなく、地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すこと、すなわち地方創生の当事者の最大化を図ることは、地域の活力を維持・発展させるために必要不可欠であるが、近年、若い世代は大学進学や就職等において町外へ転出してしまっている。また、町の魅力を効果的に発信できていない。

そこで、本町では、以下の事業を推進することにより、担い手確保、関係人口の創出及び地域商品開発への取組を推進している。

【地域商品開発事業】

・道の駅ごかの指定管理者である（株）五霞まちづくり交流センター内に、令和3年4月から道の駅ごかを拠点とし新たな地域活性化事業を実施することを目的に設置された「ごかみらいLab」へ町職員2名を派遣し、実証実験などを含めた事業を展開し、地域商品のモデルとして地元産農産物を用いたジェラート（かぼちゃ・さつまいも・はちみつレモン等）をカップ商品へ展開している。また、五霞町産かんしょを焼き芋にして五霞町産農産物の魅力を伝えられるよう販売を開始した。

【担い手育成事業】

・町と協力し、農業に親しみを持ってもらうため、地元小学生を対象に農業の収穫や作付けを体験する「こども教室」を開催し、今年度は、はちみつの収穫体験を実施した。

・町外の農業高校と農産物を使った商品の展開を目指し、地域活動の実施や将来の地域の担い手、さらには人材育成に努めていく。

【関係人口創出事業】

・町政情報は現在広報紙やホームページ、SNS等において発信してきたが、情報の取得には偏りがあり、一部の人にか届いていなかった。

・そのため、本年度からごかまちファンクラブアプリ「ごかりんクラブ」をスタートさせた。

アプリを通して、町のイベント情報や災害情報などをプッシュ方式で発信します。

さらに、アプリ会員が町の魅力を発信できる機能を搭載し、様々な形で五霞町を応援してもらえる人（関係人口）の創出に取り組んでいる。

上記事業を展開していくことに併せ、交付対象事業を実施することにより、農業者の高齢化・担い手不足・農業者支援等の課題を関係機関と地域、さらには地域の担い手が連携して一緒に考えていく仕組みづくりの構築を目指す。

また、農業分野でなく、地域の様々な課題を解決するために、地域の担い手を確保、さらには、人材育成に努めていく。

【数値目標】

K P I ①	本事業による新規就農者数							単位	人
K P I ②	本事業による新規地域産品の製品数							単位	品
K P I ③	道の駅ごかの売上							単位	千円
K P I ④	-							単位	-
	事業開始前 (現時点)	2022年度 増加分 (1年目)	2023年度 増加分 (2年目)	2024年度 増加分 (3年目)	2025年度 増加分 (4年目)	2026年度 増加分 (5年目)	2027年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	1.00	2.00	3.00	-	-	-	6.00	
K P I ②	0.00	1.00	2.00	5.00	-	-	-	8.00	
K P I ③	788,702.00	794,000.00	799,000.00	804,000.00	-	-	-	2,397,000.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	-	-	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域に開かれたまちづくり事業（道の駅を拠点とした地域ブランディング）

③ 事業の内容

【担い手育成事業・地域産品開発事業・関係人口創出事業】

- ・新規就農者を目指す人たちの学びの場として、畑付き古民家の畑を活用し、町内のかんしょの6次産業化を推奨している事業者の支援を受け、かんしょの作付け及び収穫・出荷を行なう。

- ・密閉シーラー等の備品を整備し、地元農産物を活用した地域産品化を進める。

- ・道の駅ごかや町内外への出張販売による販売を進めるほか、インターネット販売サイトを立ち上げるなど販路拡大を図る。

- ・更なる販路拡大を目的に町外で開催されるイベントに参加するほか、関係人口創出を目的に農業に親しむモニターツアーなどを開催する。

- ・町の事業である「こども教室」との連携による人材育成、さらには、町外農業高校との連携により、町内農産物を使った地域産品の開発を進めていく。

- ・畑付き古民家を拠点に、町内外の多種多様な年齢・職業の人が関わるワークショップなどを開催する。

畑付き古民家を地域の担い手の拠点することで、行政主導ではなく、町の課題に継続的に賛同いただける町内外の人や企業が協力し合える仕組みづくりが可能となる。

- ・また、教育関係（不登校生徒の支援団体等）との連携を推進し、幅広い視点から人材育成を進めていく。

- ・これらの人づくりは、五霞中学校のキャリア教育の一環としても取り入れることができる可能性があるため、教育委員会と調整している。地域活性化のみならず、教育分野からもアプローチができ、町に愛着を持つ子どもたちの育成を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

- ・新規就農者が畑付き古民家で、農地を活用して農業の担い手になるよう支援を行います。また、希望者には高齢化に伴う農地保有者から農地（耕作放棄地を含む）を借り受け、農業による収入を得るための申請・助言・手続の補助を町と連携しながら、新規就農者自身の収入を得ることに導くほか、耕作放棄地を未然に防ぐことや耕作放棄地の減少につなげます。
- ・地元産野菜等を用いた特産品の開発・パッケージのための備品等を購入し、新規就農者を含む希望者に貸し出しを行い、農業収入の多様性を進めます。
- ・農産物や特産品の販売のために、道の駅ごかやふるさと納税の返礼品への展開、イベント等へ出品できるよう情報の提供や助言を行い、農業者が販売する機会を多く持つよう手助けを行います。
- ・五霞町産農産物の6次産業化事業者を交え五霞町の魅力をPRすることで、町の魅力アップ、さらには、道の駅ごかの利用者数及び売り上げの増加につなげます。
- ・道の駅「ごか」を拠点にすることで外部人材と地域住民のコーディネートが可能となり、関係機関や地域と連携して一緒に考えていく仕組み・人づくりの創出につながり、持続可能なまちづくりへの取り組みが可能となる。これらの取り組みから、地方活性化に求められる「地域商社」を目指します。
- ・苗植え・収穫といった部分的な作業受託などの調整を行い、かんしょの収穫を増加させることは地域産品の開発のみならず、新規就農者を育てるとともに既存の農家の収入源を確保し、収入の増加を見込むことができることから、農業経営の安定化につながると考えられます。

【官民協働】

町（官）では、企業版ふるさと納税を活用し、事業実施に対する資金提供を行うとともに、教育分野からも担い手育成事業を実施することで、人材育成をさらに促進させる。一方、民間事業者（民）は、地域産品の開発、かんしょの作付け、新規就農希望者への支援、イベントの開催になど事業の実施により、現在の町の課題の解決を図っていく。

【地域間連携】

五霞町では、地域資源の掘り起こしや販売戦略を主軸とした地元産農産物を使用した地域産品開発の推進に取り組んでおり、町内産農産物（かぼちゃ・米・かんしょ（さつまいも）等）を用いたジェラートの商品展開や焼き芋を展開している。特に、かんしょは、健康志向の高まりから需要が増えてきており、地域で消費されるものを地域で生産・加工・販売していくことにより地消地産の推進が図られており、県においても地方創生拠点整備推進交付金を活用した茨城県産かんしょの生産拡大事業が実施されており、本町においてもかんしょを特産品とすることにより、県と町で一体的にPRすることができ、かんしょの収益性をさらに加速化させることが期待される。

【政策間連携】

- ・まちづくり分野からのアプローチとして、まちの賑わいの創出が期待できることや新たな産業の創設による雇用の場の確保による雇用対策につながることを考えられます。
- ・また、色々な人材をつなげていくことで人づくりとなり、地域の担い手を育成でき、担い手が増えていくと考えられる。また、教育分野からもアプローチすることで、郷土愛の育成にもつながると考えられる。
- ・畑付き古民家から交流人口拡大が期待でき、五霞町で新規就農を行うことにより移住定住の促進につながることが見込まれる。また自治体、民間企業をつなぐことで町の活性化にも繋がる。
- ・農業分野からのアプローチでは、高齢化が進む状況の対策、各農家への所得向上が生産意欲を生み、道の駅ごか農産物直売所への出荷に活気が生まれることが見込まれる。
- ・上記のような視点で、ごかみらいLabを活用した道の駅ごかを拠点とした地域ブランディングをしていく。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

地域産品開発事業により新たな地域産品の開発を進めるとともに、地域産品の販路拡大を図るためのインターネット販売サイト（ECサイト）を構築する。

理由①

上記取り組みにより、地域産品の販売先が道の駅ごかでの販売のみであったが、新たなサービスに必要なツール（ECサイト）を導入することにより、販路拡大が図られる。

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6 月

【検証方法】

五霞町の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持する施策を検討するに当たり、専門的見地から意見を聴取するために設置された「五霞町まち・ひと・しごと創生有識者会議」において事業の成果及び必要に応じてKPIの見直し等を行っている。

【外部組織の参画者】

五霞町まち・ひと・しごと創生有識者会議

■産：運輸・製造・不動産・介護、■学：大学（准教授）、短大（学長）、■金：金融機関2社（支店長）、■言：報道機関（支社長）

【検証結果の公表の方法】

町公式ホームページにより公表を検討

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 10,000 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組
(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。